社会福祉法人羽後町福祉会評議員等報酬及び費用弁償規程 (目的及び意議)

第1条 この規程は、社会福祉法人羽後町福祉会(以下「法人」という。)の定款 第8条及び22条の規程に基づき、評議員等の報酬並びに費用弁償に関し 必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 理事長とは、理事会で理事の中から選定された一名をいう。
 - (3) 業務執行理事とは、定款第16条第2項に基づき置かれる者をいう。
 - (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
 - (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、手当その他の 職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わ ない。
 - (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の 経費をいう。報酬とは区分されるものとする。

(報酬の支給)

- 第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。
 - 2. 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。

(役員及び評議員の報酬等)

- 第4条 この法人の理事長の報酬総額は、年間 700,000円 以内とする。
 - 2. この法人の業務執行理事の報酬総額は、年間 3,000,000円 以内とする。
 - 3. 前項1.2以外の役員の報酬総額は一人あたり、年間 150,000円 以内とする。
 - 4. 理事長が理事会及び評議員選任・解任委員会、または評議員会に出席した場合は一日につき、6,190円を支給する。
 - 5. 前項以外において、法人運営のため業務にあたった場合は、一日につき、 6,190円を支給する。
 - 6. 前項4、5の業務を同日に行った場合の支給額は6.190円とする。
 - 7. 理事長以外の役員が理事会及び評議員選任・解任委員会、または評議員会に 出席した場合は一日につき、5,158円 を支給する。但し、業務執行理事につい ては支給しない。

- 8. 前項以外において、法人運営のため業務にあたった場合は、一日につき、 5.158円を支給する。但し、業務執行理事については支給しない。
- 9. 前項7、8の業務を同日に行った場合の支給額は5,158円とする。
- 10. 業務執行理事には、月額 250,000円 の給与を支給する。但し、施設長との 兼務の場合は支給しない。
- 11. 評議員が評議員会に出席したときは、一日につき、5,158円 を支給する。
- 12. 前項以外において、法人の業務にあたった場合は一日につき、5,158円を支給する。但し、前項の業務と同日に行った場合の支給額は 5,158円 とする。

(役員及び評議員の費用弁償等)

第5条 役員、評議員が職務のための出張または、法人を離れて業務をおこなった 場合、報酬とは別に次のとおり費用弁償することができる。

日当(一日につき)	宿泊費 (日額)	旅 費 (高速料金や駐車 料金等必要経費)	食 卓 料 (一夜につき)	私用車 使用の場合
2, 200円	10,900円 ※上記を超えた 場合はその実費	実費	2, 200円	ー* _n 37円×出張に 要した総走行距離 (一* _n 未満切捨)

(報酬、費用弁償の支給方法)

- 第6条 理事長、業務執行理事以外の役員、評議員への報酬、費用弁償について支払いが発生したときは、すみやかに本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。
 - 2. 理事長、業務執行理事については、毎月1日に起算し、当月末日に締切り、 翌月1日(支払い日が土・日曜又は祝日の場合はその後日)に支払う。
 - 3. 報酬については、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給 の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て定めるものと する。

附 則

(施行期日)

- 1. この規程は、平成29年 6月21日から施行する。
- 2. 平成30年6月22日一部改正
- 3. 令和元年12月20日一部改正